

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2025.12.25

グローバルオルタナティブ・ プレミアム・ セレクション (SMA)

グローバルオルタナティブ・プレミアム・セレクション (SMA)

追加型投信／内外／資産複合

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象 資産	決算頻度	投資対象 地域	投資 形態	為替 ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	あり (適時ヘッジ)

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(資産複合(不動産投信、コモディティ、株式、債券、その他資産(デリバティブ)))です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「グローバルオルタナティブ・プレミアム・セレクション(SMA)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年4月11日に関東財務局長に提出しており、2025年4月27日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の

合計純資産総額

(2025年9月30日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufig.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

日本を含む世界各国(新興国を含みます。以下同じ。)の不動産投資信託証券(リート)、商品(コモディティ)、株式、債券およびデリバティブ取引に係る権利等の幅広い資産を実質的な主要投資対象とし、値上がり益の獲得および配当収益の確保をめざします。

ファンドの特色

特色

1

三菱UFJモルガン・スタンレー証券 投資顧問部の投資助言に基づき運用を行います。

- ファンドの運用にあたっては、三菱UFJモルガン・スタンレー証券 投資顧問部(以下、投資顧問部とすることがあります。)から投資助言を受けます。
- 投資対象とする投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)については、流動性や超過収益の水準等の定量および定性評価を勘案して選定し、適宜見直しを行います。
- 指定投資信託証券の組入比率は、グローバル市場についての投資顧問部の長期市場見通しや、定性評価等をふまえて決定し、適宜見直しを行います。なお、グローバル市場の短期見通しを考慮し組入比率を調整することがあります。

運用プロセス

投資顧問会社

三菱UFJモルガン・スタンレー証券 投資顧問部

- 金融市場の動向把握、ポートフォリオ構築に際しての判断材料・データの収集
- 同社独自の定量および定性評価*1による指定投資信託証券の選定・見直し
*1 評価目線
定量面:パフォーマンス、流動性、超過収益の水準等
定性面:投資哲学、運用体制、超過収益の源泉等
- 同社のハウスビュー「GMAP*2」を参照したうえで、投資顧問部の長期市場見通しや定性評価等を踏まえた指定投資信託証券の組入比率の決定・見直し
- 同部の短期市場見通し等を勘案した組入比率の臨時調整

投資助言

委託会社

三菱UFJアセットマネジメント

- 投資顧問会社からの投資助言に基づくポートフォリオ構築・リバランスの実施
- 運用方針、運用ガイドライン等の遵守に関するモニタリングの実施
- 投資助言に基づいて、指定投資信託証券の選定・見直しの実施

三菱UFJモルガン・スタンレー証券 投資顧問部について

- ファンドラップの投資一任運用やバランス型投信(公募/私募)への投資助言のほか、年金基金、学校法人、一般事業法人など幅広い顧客との投資一任契約に基づき、資産運用を行っています。
- 蓄積した金融知識とノウハウを活用してポートフォリオを構築し、中長期の資産拡大ニーズに応える運用をめざします。
- 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 ウェルスマネジメントリサーチ部について
・エコノミスト、ストラテジスト等、各分野のエキスパートにより MUFGウェルスマネジメントのハウスビューを策定しています。

*2 GMAPとは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券 ウェルスマネジメントリサーチ部(以下「ウェルスマネジメントリサーチ部」といいます。)が策定するMUFGウェルスマネジメントのハウスビュー(グローバル市場の長期および短期見通し)です。GMAPは、Global Macro & Asset allocation Perspectivesの略です。

※ 上記は2025年9月末現在の運用プロセスのイメージであり、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保障するものではありません。

❗ ファンドにおいて、ウェルスマネジメントリサーチ部は、有価証券の価値等または有価証券の価値等の分析に基づく投資判断に関し助言を行うものではありません。

❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

❗ 投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

👉 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)



日本を含む世界各国の幅広い資産が主要投資対象です。

- 投資信託証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）、商品（コモディティ）、株式、債券およびデリバティブ取引に係る権利等※の幅広い資産に投資を行います。
- 指定投資信託証券については、三菱UFJモルガン・スタンレー証券 投資顧問部から投資助言を受け決定し、適宜見直しを行います。なお、2025年12月25日現在、投資対象となっている投資信託証券は以下の通りです。
- 投資信託証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
- 実質組入外貨建資産については、投資対象とする投資信託証券において為替ヘッジを行う場合があります。

※デリバティブ取引に係る権利等とは、クレジットデリバティブ、オプション取引、先物取引、スワップ取引、為替先物取引等に係る権利のことをいいます。

❗ 指定投資信託証券において、新株予約権証券、短期金融資産、コマーシャルペーパー等に投資を行う場合があります。

指定投資信託証券の名称
フィデリティ・リリート・ファンド2（適格機関投資家専用）
DWS インベストグローバル・リアルエーステート・セキュリティーズ（FCクラス）（USD）
UBS ファンド・ソリューション・ブルムバーク・コモディティ CMCI SF UCITS ETF
アライアンス・バーンスタイン・ファンドIII—マージャー・アービトラージ（S1クラス）（USD）
JPモルガン・インベストメント・ファンズ—グローバル・マクロ・オポチュニティーズ・ファンド（Iクラス）（EUR）
iシェアーズ ゴールド・トラスト

※指定投資信託証券を通じて実質的な組入を行います。指定投資信託証券については、後掲「投資対象とする投資信託証券の概要」をご参照ください。



年1回の決算時（9月25日（休業日の場合は翌営業日））に分配金額を決定します。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

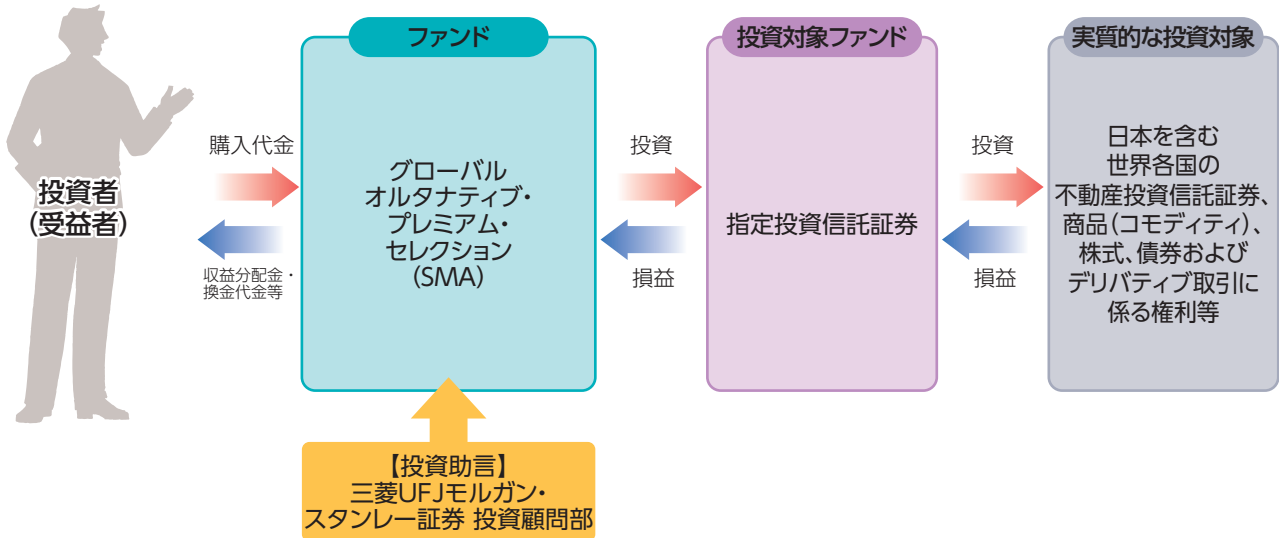
分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。（基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。）

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

・ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資するしくみです。



! 指定投資信託証券およびその投資比率は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券 投資顧問部の投資助言に基づき決定します。

■主な投資制限

株式	株式への直接投資は行いません。
投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

■投資対象とする投資信託証券の概要

指定投資信託証券の名称	投資対象・方針	信託(管理)報酬率(年率)	運用会社
フィデリティ・リート・ファンド 2 (適格機関投資家専用)	わが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されているリートを主な投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標に運用を行ないます。	0.517% (税抜0.47%)	フィデリティ投信
DWS インベスト グローバル・ リアルエステート・ セキュリティーズ(FCクラス) (USD)* ¹	主に不動産を所有、開発、または管理する上場企業の株式またはリートに投資します。	0.75%以内	DWS インベストメント ジーエムビーエイチ
UBS ファンド・ソリューション・ ブルムバーク・コモディティ CMCI SF UCITS ETF* ^{1*2}	譲渡可能証券(株式および株式関連証券、政府及び企業が発行する債券、マネーマーケット商品等)に投資します。また、UBS BCOM・コンスタント・マチュリティ・コモディティ・インデックス(トータル・リターン)のパフォーマンスに連動するスワップ取引を行います。また、トータルリターンスワップに関わるコストがかかる場合があります。	0.34%	UBSアセット・マネジメント (UK)リミテッド
アライアンス・ バーンスタイン・ファンドIII マージャー・アービトラージ (S1クラス)(USD)* ¹	投資目的を達成するために、デリバティブ取引の利用や直接保有等により、日本を含む世界の株式等に投資します。一般的にマージャー・アービトラージとして知られている戦略を使用します。当戦略は、公表された合併および買収案件等において、買収の公表と成立との間で発生する価格差を収益の源泉とします。当戦略は、ルールベースのアプローチからリスクプレミアムを体系的に把握し、成立する可能性が最も高い案件への投資に焦点を合わせます。	0.80% 管理会社報酬:50,000米ドルまたは日々の平均純資産総額の年率0.01%のうちいずれか低い金額	アライアンス・バーンスタイン・ エル・ピー
JPモルガン・ インベストメント・ファンズ グローバル・マクロ・ オポチュニティーズ・ファンド (Iクラス)(EUR)* ¹	主として世界各国の株式、債券等に投資し、また通貨に係る取引を含むデリバティブ取引等も利用して、ベンチマーク(ICE BofA ESTR Overnight Rate Index Total Return in EUR)を上回る投資成果をめざします。	0.71%以内	JPモルガン・アセット・ マネジメント(UK)リミテッド
iシェアーズ ゴールド・トラスト* ^{1*2}	金を主要投資対象とし、金価格の動きを概ね捉える投資成果をめざします。	0.25%	iシェアーズ・デラウェア・トラスト・ スポンサー・エルエルシー

*1 各投資信託証券については、国内における消費税等相当額はかかりません。また、国内未届けの投資信託証券です。

*2 ETF通貨(ETFの取引通貨)は米ドルです。

※上記は、2025年9月末時点で取得可能な最新の目論見書(プロスペクトス)に記載されている内容であり、実態に即して信託(管理)報酬率を記載している場合があります。また、監査費用等の諸費用が別途かかる場合があります。なお、これらは、今後変更になる場合があります。

(出所)各運用会社の資料を基に三菱UFJアセットマネジメント作成

❗ 上記の指定投資信託証券(および指定投資信託証券が投資するマザーファンドを含む)は、2025年12月25日現在のものであり、今後変更される場合があります。

🌿 UBS Constant Maturity Commodity Index (コンスタント・マチュリティ・コモディティ商品指数、以下、「CMCI」)

「UBS」は登録商標であり、UBS AGまたはその関連会社(以下、「UBS」という)がすべての権利を有します。また、CMCIに関する著作権、およびその他の知的財産権はUBSおよびMerQube, Inc.に帰属しており、UBSの許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられています。情報提供のみを目的として作成したものであり、指数構成銘柄への投資を推奨するものではありません。UBSは、情報の正確性、確実性および完全性を保証するものではなく、UBSは当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。

Bloomberg Commodity Index (BCOM)

Bloomberg およびBloomberg Indices は、Bloomberg Finance L.P.の商標およびサービスマークです。Bloomberg Finance L.P.およびその関連会社(以下、総称して「Bloomberg」という)、またはBloombergのライセンサーは、Bloomberg Indices に関する一切の独占的権利を有します。Bloomberg は、Bloomberg Indicesに関連するデータまたは情報の適時性、正確性または完全性を保証するものではありません。

ICE BofA ESTR Overnight Rate Index Total Return in EURは、ICE Data Indices, LLC、ICE Dataまたはその第三者の財産であり、三菱UFJアセットマネジメントは許諾に基づき使用しています。ICE Dataおよびその第三者は、使用に関して一切の責任を負いません。



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に組み入れる有価証券等(バンクローンを含みます。以下同じ。)の価格変動の影響を受けます。

- ・株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

- ・公社債等の価格は、市場金利の変動の影響を受けて変動します。一般に市場金利が上がると、公社債等の価格は下落し、組入公社債等の価格の下落は基準価額の下落要因となります。市場金利の変動による公社債等の価格の変動は、一般にその公社債等の残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。

- ・転換社債は、株式および債券の両方の性格を有しており、株式および債券の価格変動の影響を受け、組入転換社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

- ・リートの価格は、リート市場全体の動向のほか、保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動します。また、金利上昇時にはリートの配当(分配金)利回りの相対的な魅力が弱まるため、リートの価格が下落することがあります。組入リートの価格下落は、基準価額の下落要因となります。

- ・コモディティの価格は、景気、為替、金利の変化等の一般的な要因のほか、生産・需給関係や生産国の天候、政治情勢変化等の特殊要因で動くことがあります。その変動の合理的な分析や予測ができない場合があります。コモディティ価格の下落によりファンドが投資する有価証券等の価格が値下がりした場合には、基準価額の下落要因となります。

- ・デリバティブ取引等は金利変動、株価変動、商品価格の変動、為替変動等を受けて価格が変動するため、ファンドはその影響を受けます。買い建てたデリバティブ取引等(ロング・ポジション)の価格が下落した場合、もしくは売り建てたデリバティブ取引等(ショート・ポジション)の価格が上昇した場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。特に、ロング・ポジションの価格が下落する一方、ショート・ポジションの価格が上昇した場合には、基準価額が大幅に下落することがあります。

また、デリバティブ取引等は、少額の証拠金をもとに多額の取引を行うため、損失が発生した場合には、金利変動、株価変動、商品価格の変動、為替変動等の影響が増幅され、多額の損失をもたらす場合があります。

為替変動 リスク

組入外貨建資産については、原則為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。ただ、一部または全部について為替ヘッジを行う場合があります。

この場合、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図る部分についても、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

信用リスク

有価証券等やそれを通じてコモディティを売買しようとする際に、有価証券等の発行体等の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、有価証券等の価格が下落（債券の場合は利回りが上昇）すること、利払いや償還金の支払いが滞ること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。また、ファンドが投資する有価証券等はスワップ取引等を利用する場合がありますが、その取引相手の倒産等により、取引が不履行になるリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスクなどがあり、その結果として多額の損失が発生し、基準価額が大幅に下落する場合があります。

流動性リスク

有価証券等やそれを通じてコモディティを売買しようとする際に、その有価証券等の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。

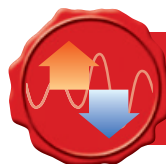
カントリー・リスク

ファンドは、新興国の有価証券等に実質的な投資を行うことがあります。新興国への投資は、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響などを受けることにより、先進国への投資を行う場合に比べて、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。直物為替先渡取引（NDF）の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。



投資リスク

■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

<投資対象ファンド(国内投資信託を除く)の信用リスク管理方法>

以下の投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令(UCITS指令)に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

- DWS インベストグローバル・リアルエーステート・セキュリティーズ(FCクラス)(USD)
- UBS ファンド・ソリューション・ブルムバーグ・コモディティ CMCI SF UCITS ETF
- アライアンス・バーンスタイン・ファンドIIIーマージャー・アービトラージ(S1クラス)(USD)
- JPモルガン・インベストメント・ファンズーグローバル・マクロ・オポチュニティーズ・ファンド(Iクラス)(EUR)

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率はありません。

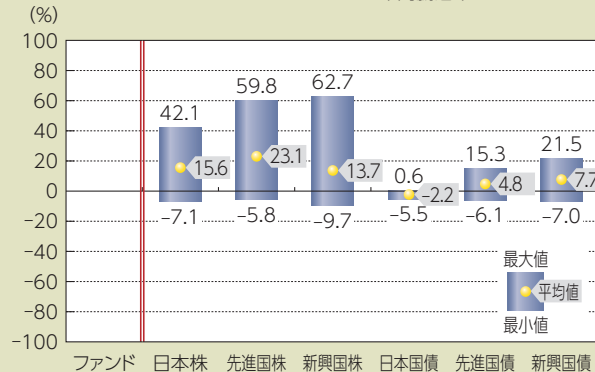
基準価額(分配金再投資)は、2025年6月末～2025年9月末です。



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2020年10月末～2025年9月末)

ファンドの年間騰落率はありません。



(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

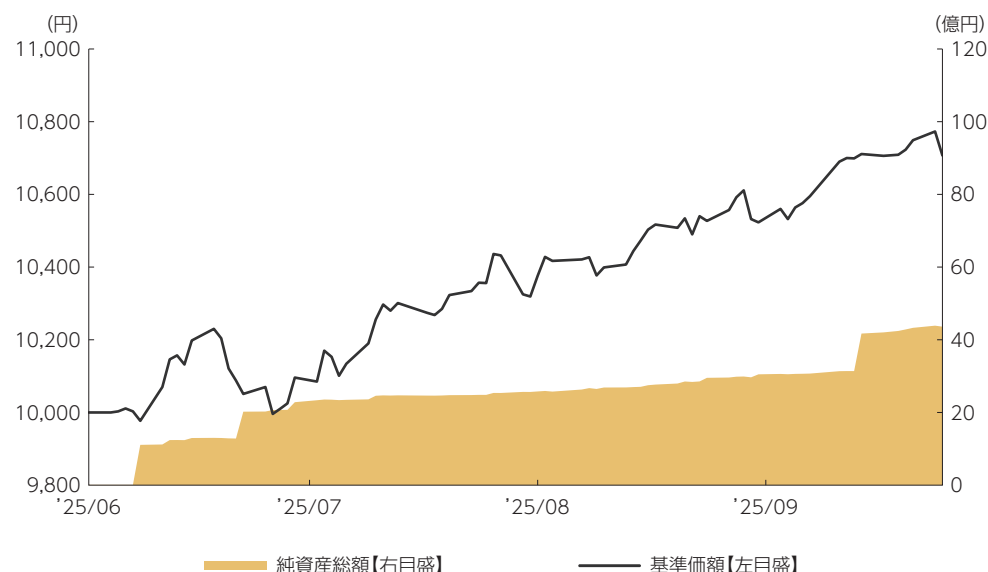
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



運用実績

2025年9月30日現在

■基準価額・純資産の推移 2025年6月6日(設定日)～2025年9月30日



- ・基準価額は10,000を起点として表示
- ・基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	10,707円
純資産総額	43.6億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2025年9月	0円
設定来累計	0円

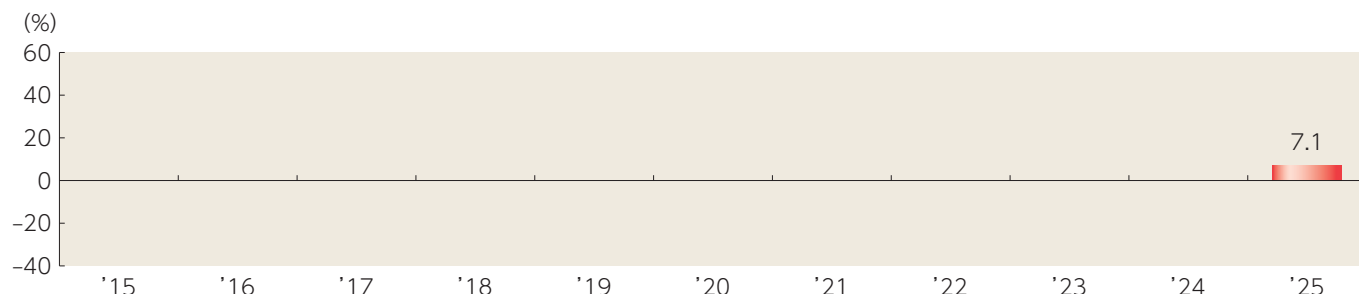
・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産構成	比率
フィデリティ・リリート・ファンド2(適格機関投資家専用)	39.8%
DWS インベストグローバル・リアルエーステート・セキュリティーズ(FCクラス)(USD)	17.0%
UBS ファンド・ソリューション・ブルムバーク・コモディティ CMCI SF UCITS ETF	15.9%
JPモルガン・インベストメント・ファンズ・グローバル・マクロ・オポチュニティーズ・ファンド(Iクラス)(EUR)	13.9%
アライアンス・バーンスタイン・ファンドIII-マージャー・アービトラージ(S1クラス)(USD)	9.7%
コールローン他(負債控除後)	3.7%
合計	100.0%

- ・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額で計算
- ・2025年は6月6日(設定日)から9月30日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



手続・手数料等

■お申込みメモ

 購入時	申込の受付	投資一任契約または投資顧問契約*に紐づく口座の資金を運用するためのファンドであり、ファンドの購入申込者は、販売会社に投資一任契約または投資顧問契約をご契約のうえ購入のお申込みを行うものとします。 ※同様の権利義務関係を規定する契約の名称は販売会社によって異なります。
	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
 換金時	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。
 申込について	申込不可日	次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行、NASDAQ、フランクフルト証券取引所、スイス証券取引所、ダブリンの銀行、ルクセンブルクの銀行の休業日およびその前営業日 ・復活祭(Easter Day)に該当する日の翌日 ・12月23日、12月24日、12月25日、12月26日
	申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合があります。
	購入の申込期間	2025年6月6日から2026年6月24日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象証券の購入・換金の制限、投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入の申込みの受付を中止することがあります。
 その他	信託期間	2035年9月25日まで(2025年6月6日設定)
	繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年9月25日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	年1回の決算時に分配金額を決定します。(分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。) 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	5,000億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.am.mufg.jp/)に掲載します。
	運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



#



税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2025年9月末現在のものです。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2025年6月6日～2025年9月25日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.99%	0.94%	0.05%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

※①の運用管理費用には投資先ファンドの運用管理費用を含みます。

※投資先ファンドの費用は対象期間が異なる場合があります。

※投資先ファンドの費用の内訳が開示されていない場合、運用管理費用を最大と想定し算出しております。

※投資先ファンドの費用の内訳は、投資先運用会社の判断に基づいたものです。

※投資先ファンドの運用管理費用は、固定報酬が含まれています。

※入手し得る情報において含まれていない費用はありません。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

MEMO

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

MEMO



目論見書を読み解くガイド

https://www.am.mufg.jp/basic/first_time/faqpoint/index.html